

# 議 事

これは發言大要を筆記したもので、筆記者の位置關係で聴取もれや、發言者番號をきゝ違へたものもあると思ひます。御諒承下さい。

## 多田房之輔君

緊急動議にも近い事をお計り致しますが、幼稚園令發布の建議、或はその相談の結果、大正十五年に幼稚園令が發布になりましたに付いて、私としては、幼稚園教育調査委員として、公としては、文部省の要路にあつて種々御盡力下さいました功績者に對つて、只今拍手を以て感謝致し度いのですが如何でございますか。

(拍手)

その方は、廣島高等師範を卒業、前に東京府學務課に、後、文部省普通學務局に勤められ、只今は府立中野家政女學校長の清水福市君であります

清水福市君 登壇

只今は甚だ恐縮に存じます。幼稚園といふ仕事或は類似の仕事は昔もあつたようであります、我が國で幼稚園といふのが文獻に表はれたのは明治九年、東京女高師に幼稚園が置かれたのが創りであります。明治十三年には公立幼稚園の設置が現はれました。明治三十三年になつて勅令を以て小學校令の改正が發布されました中に、幼稚園に關する規定が一括されたのですが、この時に幼稚園に關する事項が勅令として始めて出ました。大正十五年になつて幼稚園令が勅令を以て、單獨に出たわけであります。私は偶然に、此の時の關係者でありましたので、誠に汗顔の至りであります。全く私の功績でなく、多年皆さんの盡された爲め



もれにつき交渉して望月氏と同様に明日追加表彰の内意を得て居りますが、適當と認めらるべき人ははつきりとさせていたゞき度い。

**議長** 御希望を承りました。慎重を要する事ですから、委員を選んで審議するように御任せ下さいませんか。

(賛成拍手)

**二九八(志賀清光君)** 私自身でも表彰の中に入らなければならぬと思ふ。茨城縣に照會されてなほもれて居るのでから調査委員をあげてよく調査していたゞきたい。

**議長** 既に議長に御一任とさまりました。

**四二〇(三輪政一君)** 先刻の幼稚園令制定に至る迄に骨折られし人に敬意を表しました事に大賛成する者であります。外にいさゝかも調査の要らぬ方に敬意を表していたゞきたい。多年、内外の教育に盡された前の帝國教育會長、既に故人の澤

柳政太郎博士に對してであります。(拍手あり)  
**八九(棟居喜九馬君)** 日程もある事ですから委員をあげて、その方々に御調査願ひたい。

**議長** それでは提出題の議事に移ります。

## 文部省諮問案

### 一、觀察に就き保育上最も

### 適切なりと認むる要目

### 如何

**説明(龍山君)**

幼稚園に關する法令が大正十五年に出來てその後、幼稚園も内容が漸次改善されて來た事と思ふが、御承知の通り幼稚園令では大體の項目を規定し、内容は時に應じ、機に臨みての適當なる經營にされるようになって居ります。保育項目は四つだつたのが一つ増して五つになり、更に等の字を加へてその他の運用を待つようにな出來て居りま

す。これにつき地方幼稚園或は保育大會に於て種々研究し、實行されて居る事と思ひますが、唱歌、遊戲、手技は年も經つて居る事として大體一致して居りますが、新に加へられた觀察は、訓令では「自然及び人事に屬する觀察をなさしむること云々」とあるのみですから如何なる方法をとつたがよいか、研究をわずらはしたい。權威ある此の會合で、いろ／＼まとまつた意見を發表され、ばと、かゝる意味で此處に提案したわけであります。

議長 質問がありましたら何卒、

二二七(大道てる君) この諮問案を拜聴しますと文部省は要目を求められるように見えますが、全國一般的ものを求められるので御座いますか。龍山君 大體全國に共通せられるものがあらばと思ひます。

四〇九(矢野靜一郎君) 大正十五年に觀察が保育項目に定められた時、その取扱ひの精神の指導を

仰いだ結果、觀察の要目は設けるべきでない、隨時行ふべきで、不用意中の用意をなすといふ取り扱ひと心得て左様に行つて居る者ですが、本日文部省より堂々と尋ねあるは、我々は、文部省で要目は當然作るべき考へを持たれてゐるのかと思ひます。當局は左様の考があたりですか。

龍山君 無論、場合々々に適要されるように作られたい。大體御實施のものを承りたいのであります。

議長 それでは御意見の發表を願ひます。なる可く簡潔に。若し質問がありでしたらついでになさつてよろしうございます。それでは通告がありました二二七番。

二二七(大道てる君) 登壇

國民教育は、其國特有の國民性に基いて、國家の示す主義方針の下に樹てられたる、國民一般的の教育であります。

國家に國家的國民教育が必要であると同様、地方には地方の事情に基づいた地方的教育がなくてはなりません。即ち都會には都會の教育があり、

農村には農村の教育があり、而して、漁村には漁村の教育があります。工業地、商業地、皆それぞれ地方の持つ特色が充分に發揮せられてこそ、生活に即したる眞の教育と言ふことが出来るでせよ。従つて同じ都會地でも、中心部と周囲と言つた如く、其生活の状態、社會の風習等によつても亦、自ら異なるものがあることは、當然の事であらうと思ひます。

此の意味に於て、最も適切なる理想的教育は、被教育者の個性の上に樹てられたる教育でなくてはならぬ筈であります。故に最も適切なる理想の教育は、國家的國民教育に基づいた郷土教育、即ち教育の地方化であり、而して、個性に立脚せる百人百色の教育こそ、眞の人間教育と言ひ得るの

であります。茲に於て觀察科に於ける保育要目も亦、當然個々の幼稚園の環境及び事情に基いて、編成せられたるものでなくてはなりません。

倅繭つて、幼兒の實生活を觀るならば、其生活の極めて具體的實際的なることを知るでありませよ。即ち彼等は一々實驗し、經驗しなくては満足し得られぬのが、幼兒の特性であつて、理論や説明の如き抽象的方法を以て成されるものでは決してありません。従つて幼稚園生活の何れの方面を見ても、皆然うであります。此の實驗此の經驗が即ち觀察ではないでせうか。

觀察は觀念の收得、即ち知識を得る唯一の手段方法であつて、正しい觀念は多方面の感覺器官の働によつて知覺し、認識して得たもので、意識的の直觀に俟たなくてはなりません。無意識の直觀は偶然の知識であり、無意識的の經驗をなすに止まるものであつて、正確なる知識とはなり得ない

のであります。されば觀察なしに得た觀念は、知識として明白を缺き、正確を缺くことは争はれない事實であります。

其處で此の觀察は、吾人人類の生活に於て、如何なる地位を占めて居るかを考察するならば、是れによつて知識を收得するの機會を得るものであつて、觀察なしに觀念は得られないのであります。換言すれば觀察は、人間生活の根柢をなす羅針盤で、従つて各種教育の基礎を成すものであります。

處が幼兒期に於ける感覺知覺の働は、極めて微弱にして只外界の刺戟によつて、個々の事物現象を斷片的に且つ、偶然的に觀察して居るもので、意識的總合的の觀察は、中々困難なる發達状態に在ります。

然しながら、斯うした状態に在る幼兒をして、多少とも意識的な經驗をなす様に仕向け、而して成るべく多方面の感覺器官の練習をなし、既に持

つた觀念をして一層正確にし、明白になすことは、幼兒生活の内容を豊富にする謂以であつて、幼稚園に於ける觀察科の目的であり、吾々保姆の任務ではないでせうか。

既に觀察の如何なるものであるかを知り、且つ幼稚園に於ける觀察科の目的と、吾々保姆の重大なる任務とを自覺して吾人は、一體保育上是れを如何に取扱ふべきかは、又重大なる問題でなくてはなりません。

前にも言つた如く、幼兒の生活は極めて具體的總括的である一方、又興味本位の斷片的なものである事を知るのであります。例へば茲に「あたまじやくし」と言ふ外界の刺戟物、即ち對象物があると致します。處が「あたまじやくし」は「かうしたものだ」と保姆が説明したり、繪畫を見せただけでは承知が出来ない、必ず何うしても、「あたまじやくし」の本當のものを見ねば満足は

出來ないのであります。而して又本當のものを机の上に置いたのでは更に承知が出來ない、是れは何うしても水の中に泳がさなくてはなりません。而して更に池の中、田圃の中、小川の淵に泳いで居る自然其儘の「あたまじやくし」でなくてはなりません。其中には時に目高も居るでせう、水萍も浮いて居るでせう、而してまだ孵化しない蛙の卵も居れば、鮒や鯉が居るかも知れぬ。實に此の中に居る「あたまじやくし」でなくてはなりません。之が即ち幼兒の具體的生活であつて、しかも總括的生活をして居るものであることを知り得るのであります。

机上の「あたまじやくし」一本一本の脚、或は鰓、鰓と言つた風の觀方は、觀察のための觀察であつて、理學者の研究であります。幼兒に取つては何の興味も無く従つて幼稚園の觀察の目的ではありません。植物は花壇や路傍に在るがまゝの姿

がよく、果物は樹になつたまゝ、或は自らもいで食して、是れを味覺の經驗に訴へしめ、畫いて以て形や色等に對する觀念を明確にさせることが必要であります。是れには必ず幼兒の興味をそゝる材料を撰ぶべきは勿論であります。

斯うして幼稚園の觀察は、何處迄も總括的であり、具體的でありしかも興味ある生活其もので無くてはなりません。

以上は幼兒生活と觀察の取扱ひについて申し上げたのであります。

しかも幼兒は現在に生きるものであつて、過去を追懐したり、未來を夢見たりして居るものではありません。今、此の瞬間、此の刹那に生きて居るものでありますから、昨日の事實であつてはならず、明日の豫告であつてはなりません。茲に於て生きた觀察即ちよりよき材料の準備と共に、機會の捕捉を保姆の重大なる任務と致します。日月

星晨、風雨霰雪の如き天體から、四季動植物の如き自然物、又は社會的事象から、人事界に到る迄其れは皆其時其折の機會を逸することなく、幼兒生活の上によき觀念として收得せしむべきであります。

斯くの如く考へて來たなれば、自ら幼稚園に於ける觀察の範圍及び種類といふものが判然して來ると思ひます。幼兒生活、人間生活のありとあらゆるものは觀察の材料でないものではありません。併し前にも言つた如く、幼兒の感覺及知覺の働は極めて微弱にして幼稚、且つ斷片的なものでありますから、何處迄も幼兒に理解し易きもの、而して觀察の材料として最も興味ある問題を選択すべきである事は言を俟ちません。茲に於て其土地、其地方の特色あるもの及び日常卑近にして且つ、興味あるものを撰ぶことは幼兒の生活内容を豊富にすると同時に、理解を容易ならしむる上に、大

切なことであるは勿論、且つ其上に最も注意を要すべきことは、幼兒の感情生活に適切なるものを撰擇する事であります。何となれば、凡ての保育事項は此の性情の涵養をぬきにしては、何の價値もないことは幼稚園教育上留意すべき肝要事であると信じます。

故に「保育上最も適切なりと認むる觀察の要目」を必要とするならば、只に觀察科のみの要目に止まらず、各保育項目切ち談話唱歌遊戯手技等の、適切なる要目と相俟つて其目的を達成せらるべきものであると思ひます。何故ならば、觀念を言語で發表したものは談話であり、動作で表はしたものが唱歌遊戯であり、立體的に表現したものが手技として摺紙、切紙、粘土細工、豆細工として現はれ、平面的に表現したものは畫き方として再生せられるからであります。

更に私は此の四つの保育項目のみを以て、又滿



足なる觀察の要目とは考へません。前述の如く、社會的年中行事を基礎とし、自然を對象とし、幼兒生活を中心とした系統ある幼稚園生活の適切な全要目を作成してこそ、其處に初めて觀察科の目的を遂げられ、而して完全なる要目を得たのであると力説したのであります。蓋し要目は保育上の腹案であつて、實際保育に當る場合よりよき材料と、機會を逸する事なく取捨選擇宜しきを得ることは、保姆の實力に俟たねばなりません。

以上に於て私は國に國家的なる一般的國民教育があり、地方に地方化せられたる郷土教育がある如く、理想の教育は被教育者の個性に立脚したものでなくてはならぬと言ふ見地から、百園百種の要目が作成せられる事を以て、適切なるものであることを前提として、先づ幼兒の生活様式を考察し、次いで觀察は教育の基礎をなすものであることを述べ、而して幼兒の感覺知覺の發達程度を略

述し、以て幼稚園に於ける觀察科の目的を明かにし、進んで其取扱ひ及び範圍と種類とを述べ、最後に幼稚園に於ける全生活の系統的なる保育要目が、即ち觀察科の最も適切な保育要目であることを申述べたのであります。

最後に反覆注意すべきは、觀察の眞の意義であります。觀察とは字の示す如く觀て察するのであつて、保姆の説明や又概念を授けることではありません。幼兒自身が成るべく感覺器官を多方面に働かし、以て外界の事物現象を知覺し、認識し而して彼等の生活内容を豊富にし且つ、既得の觀念をして一層正確に收得せしむる様指導してこそ、眞の觀察の目的が達せられるものと信ずるものであります。

三五三(折井彌留枝君) 觀察に就き私の幼稚園で考へて居ります所を申し上げます。

## 一、要 旨

觀察は保育項中最も必要にして且つ先驅すべきものにして範圍も極めて廣く諸種の方法に依り事物を始め自然法則の存在と悟らしめ總て觀察によつて、誘導をなし不知不識の内、綿密に注意する習慣を養成せんとす。

## 二、目的

子供の生活に最も近く且つ興味中心のもの、又自然を愛好して、幼児の性情を涵養し兼ねて知的活動の萌芽を培養す。

## 三、選擇方法

- 一、幼児の日常生活に親しきもの
  - 二、幼児の興味を喚起するもの
  - 三、理解仕易きもの
  - 四、幼児の心情に適切なるもの
  - 五、危険の恐れなきもの
- 事項として
- 一、自然界に屬するもの

## 動物 植物 礦物

- 一、自然界に關するもの
- 二、人事界に屬するもの
- 三、幼稚園内の年中行事
- 四、家庭行事

五、日常生活の必要なるもの及び玩具類

六、神社、佛閣、公園、官衙、學校、農、工、商の狀態及交通機關等

## 取扱上の注意點

- 一、子供に向つて觀察せしむる場合は簡單なる物を示す。
- 二、子供が複雑なる處に目を付けんとすれば其時に對し程度が高尙なる場合に於ても適當に返答す、又持參仕難き物は園外保育をして時間の許す限り且子供の疲勞を覺えぬ程度に外出をなし社會の狀態及び山野を觀察せしむ。
- 三、觀察なさしむるものは、なるべく生態である

こと。

四、解剖は避殘忍性を伴はぬはぬこと。

五、總ての生物の生命を尊重すること。

六、草木昆虫に至るまで生命を保つ事を知らしめ

目的なしに徒らに痛めたり、引ぬき、投捨たり  
などをせないこと

七、園内は、動物園の如く。植物園の如く出來得  
るだけ豊富に提供すべきこと。

八、以上の要點に注目して觀察曆をこしらへて岡  
山市を中心之れによつて實際を行ふて居りま  
す。

二七四(望月クニ君) 觀察がおかれてからの心配  
は理科に走り易い、奥深く入り過ぎる事です。幼  
稚園は教育の始まりだから、先々上の學校に上る  
ことを思ひ、注意してものを觀る、また言語と事  
物の關係を、或は事物の變化を言葉に表すことに  
あると思ふ。幼稚園が知識に走るとか、子供らし

くないとか非難されるが、奥深く入ることは憂ふ  
べき事で注意しなければならぬ事でございます。  
注意として申上げます。

二三三(稻葉俊治君) 保育に従事する今席の會員  
はこの問題については十分研究になるものがある  
と思ひますが、日程を見ますと御多忙の様ですか  
ら、委員を定め、御研究を願ひたいと思ひますが。  
議長 委員附託とすることにして議長に御一任下  
さいますか。

(一同拍手)

四〇九(矢野靜一郎君) 本問題の如き個別的な取  
扱ひを要する問題は委員を擧げて慎重に審議し、  
その結果に基き更に議場に持ち出されるよう、委  
員附託になりました事は賛成であります。委員選  
定につき希望を申上げたい。これは特殊な意味  
合を持つ問題ですから多數の委員とせられたい。  
本日の出席名簿で見ますと三府三十五縣に互つて

居るようでありますから、多くの會では七名をあげるようでありますが、非常に地方的特殊的でありますれば、指名委員は少くも十一名くらゐに願ひたい。更に、都市に偏せず地方と相半ばしますよう。

**議長** 既にそれは議長一任となつてゐる事でありますから御申出があるならその前に申さればよろしかつた。

**四〇九(矢野靜一郎君)** 希望として申述べたので議長に誠意あらばお入れ下されるものと心得ます議長 それでは委員を申し上げます。十五名、仰せの十一名説より多數であります。

五、九、二〇、三七、六八、七一、一一五、一三九、一九三、二一四、二三四、二三六、二四七、二九三、三五一、

**二三三(稻葉俊治君)** 議事進行に關して申し上げたい。往々委員附託になりまして會議中に委員會を

開かれますと、席を外されて大變寂寥 感じますが、今回はそれをさげ會の修了後に開かれたい。

### 第一號議案

保母の資格向上並に待遇

改善に關し其筋に建議す

るの件 帝國教育會提出

説明(清水福市君)

從來會合のある度にいつも決議される建議案であります。例を申しますと幼稚園保母の教養程度を小學校本科正教員と同等以上とするとか、幼稚園長及保母を視學等に任用するの途を開くとか、若干數の方は奏任待遇と爲す途を開くとか、幼稚園保母の月俸額を本科正教員に準じさせること。年功加俸を給すること、恩給法第九十九條第二項を削除すること等でありますが、速に實施されるよう建議したいものであります。

三六二(井本芳太郎君) 第一號議案の、例として説明された保母の資格向上待遇改善の中に、第九、十、十二號議案は含まれて居ると思ふ、一緒に審議しては如何でございませう。

三一六(大山貞君) 第九、十、十一號議案の提出側としては、實施を見るまでは強く、叫ばなければ、と思ひまして大會に持ち出しましたのです。

四二〇(三輪政一君) 第十二號議案提案者にお伺ひしたい。「適當なる員數を限り」の文句は、小學校長の例によつても、削除したいと申して居る所であります、何故「限つた」のでありますか。

議長 皆さんにお謀りいたしますが、第九號第十二號議案を第一號議案に含めましては、如何でありますか。第十號議案も、一號と同じであるが、提出者の方の御意志もありますから別に扱ふ事になります。第十一號議案は私立の事で一寸別になります。

(一同拍手)

議長 それでは第九號議案幼稚園長並保母にして幼稚園令第二條に依る幼稚園に勤續するものに對しては、市町村立小學校教員加俸令又は公立學校職員年功加俸令に依りて年功加俸の支給を受くる者と同一なる年功加俸を支給せられたし(静岡縣教育會保育部提出)及び第十二號議案公立幼稚園長にして功勞あるものに對し市町村立小學校長の例に準じ適當なる員數を限り奏任官を以て待遇せられんことを其筋に建議するの件(和歌山縣私立和歌山幼稚園長提出)を含むことにして質問を願ひます。

二九〇(春山福之助君) 保母の資格向上は幼稚園令第十一條に密接な關係があります。この法令を何とか改正しなければ目的は達せられないのではないかと思ふ、其處迄要求されるものでありますか。(幼稚園令第十一條 保母免許狀ハ地方長官ニ

於テ保姆檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與シ全國ニ通シ有義トス)

清水君 法令の改正をも望む意味にて建議いたします。

議長 案としては明瞭であるから質問がなければ意見を述べ下されう。

二三三(稻葉俊治君) 本問題は各地の會合で提案されるもので、過日十月十七日の關西保育大會でも提出され、一千人の會員の満場一致可決となつたもの、本會でも満場一致といふことになれば心強い。最早意見を述べる必要はない。附け加へて申し上げます。從來屢々建議するが貫徹しさうにもない。が幸、今會は東京に於いてであるから適當な道を以て當局を訪ねて貫徹を計らいたい。

議長 案は明瞭であります、これには御希望があまりでせう。

(委員附託の聲)

それではおはかりします、委員數、氏名は御一任下さいませうか。(拍手) 賛成と認めます。

二三三(稻葉俊治君) 希望を述べさせていたゞきます。一號議案に賛成であります、十二號案中の「小學校長に準じ適當なる員數を限り」の徹廢を叫びます。

議長 委員九名を申し上げます。

二五、一〇三、二〇〇、二三三、二四四、二七四、三一〇 三二七、三六一。

四二〇(三輪政一君) 本日御臨席の文部省役員にお伺ひしたい。幼稚園令第十六條但書「但し月俸額に付ては園長は本科正教員に、保姆は専科正教員に準ず」をけずつてもらひたいのですが、當局に左様なお考へはございませんか。

清水福市君 當局に代つて申し上げますが、文部省では恐らく考へますまい。保姆の俸給標準を小學校本科正教員と同じようにしたいと願つて、長い

間要求して居る間には貫徹するだらうと思ふので  
す。

四二〇(三輪政一君) そんな氣の長い事ぢや。文  
部當局に願つて、「何れ何とか!」と返事される事  
ぢやいけない。最近さういふ事になるといふ事に  
ならんと満足出来ない。満場の決議で猛烈な勢で  
やりたい。何うも悠長ではいけない。御婦人の方  
々はぢやさしいから、辯護士や藥劑士の如き猛運  
動が起らぬので、文部省がゆつくりしてるとも限  
らぬと思ふ。

第一號議案には大賛成だが、第十六條の但書を  
削りたい。そもゝ何のために、こんなものをわ  
ざゝ入れたんだか、と思ふ。

議長 これで午前を終わります。

——午後一時開會——

## 第二號議案

### 幼稚園及託兒所の普及發

#### 達を圖る方案如何

#### 帝國教育會提出

議長(多田房之輔君代理) 提出者の説明を願ひた  
す。

議長(田中三郎君)

近時、幼稚園のみならず託兒所はふえて來たが、  
歩みは未だ鈍い。設備其の他社會的方面から  
見てもまだ研究の餘地がある。中には法令の  
改正を待たなければ發達せぬものもあらう。幼稚  
園託兒所が社會事業の一として益々歩を進めて  
行くについて、御意見をのべられて適當な方案を  
得られたいのであります。

四〇九(矢野靜一郎君) お尋ね致します。大正十  
五年に新令が出ましてから、保育事業が如何に普  
及發達したか、全國的に如何程増加したか御調査

があれば承りたい。

田中三郎君 各方面で發達した事は御承知のものですが、調査は私立、公立があつて徹底して居りません。

議長 意見をこのへ下さう。

三五二(高原寅君) この問題は幾回となく考及され、理論の上からは勿論、實際からも大いに認められて居りますが、まだくはがゆいような状態でありませう。岡山では當局並びに一般の理解から餘程進んで居りますので實狀を二三申上げます。

明治十六年に女子師範附屬幼稚園、翌十七年に市立幼稚園がおかれまして、現在では公立十三、各小學校に一園附いて居りまして、二百人修了兒があるとしみますと全部小學校に入ります。聯絡がとつてありますが、經營は獨立で園長は小學校長の兼務ではありません。當局で小學校と同格に取り扱はれます。これは従事者の熱心な叫びと、愛

護精神の一般社會への普及と、當局の理解によるものであります。經費がなくてよく言はれますが、理解の問題でもあります。肝要な保姆養成は女子師範に設け、毎年、三十人の卒業者は縣下に盡く配當して不足を感じて居ります。縣當局では夏期休暇を利用して學力補充講習を開かれます。縣として幼稚園教育指導員を——保育會の決議で縣に建議して——置かれ、行政にはたずさわらず實際の相談相手、正しい理解を與へ、實際を指導する人であります。農繁託兒所の活動には目覺ましいものあり、ある郡では土曜幼稚園、又隔日幼稚園があります。縣下の幼稚園數は一三〇以上になります。吉備保育會は創立以來三十年以上になります。幼稚園關係者のみならず小學校職員や一般關係者も加入し、廣く縣外迄も力を到して居ります。

幼稚園と家庭との共力について。講演會は保姆、



低學年教師のもののみならず、家庭訓育の中心の母をも入れます。巡回講演會、幼稚園のみに籠らず社會的にといふ所から保姆が出かけて講演し、母の相談相手になります。名士の講演も必要なれど、實際家をして、母の煩悶を解いてやることも大切であります。展覽會保育參考品の陳列（玩具とか食物について）もいたします。

倉橋先生の唱導遊ばされる全國保育聯盟の單位として、廣島、山口、島根、鳥取と提携して中國保育聯盟も遠からず成立しようといふ下働き準備を只今致しつゝあります。

その他各地教育教授、小學校教育教授と力を合せて相互的に不斷なき研究を致して居ります。學令前教育は一時的でなく、國家の緊急を要する事でありませぬ。

四二〇(三輪政一君) 幼稚園託児所の普及發達は必要にせまつた問題であります。若し一小學校あ

り、千人の生徒ありとすれば凡そ百人位の幼稚園がその(百人が適當とすれば)周りに、丁度太陽の周りに星があるように作りたいと思ふ。現在は誠に少きを感じ。保育事業は相當の速度を以て普及發達して居るが、支障を來すものは幼稚園令である。令中の都合の悪いものを改めれば速に發達するものと思ふ。令發布は有り難く思つてゐるが、今日に至つて見れば改正點が數點ある。第十條の四項

「従前ノ規定ニ依リ保姆免許狀ヲ取得シタル者ニシテ三年以上幼稚園ニ於テ幼児ノ保育ニ従事シタル者」に對して無試験檢定を與へると。

資格を持つてた本人が知らぬ間に令の出た爲に資格を捨てられた人がある。聲あげて泣き出した方が私が知つてゐるだけで三人ある。斯様な事があつたといふことは大事件、既得權がはがれるといふことが、將來必ずないといふことが證明されな

ければ安心して仕事をする事が出来ない。削ればよい文句である。

なほ、同じく施行規則第十條の二項

高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ専門學校入學者  
檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者若ハ一  
般ノ専門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資  
格ヲ有スル者ニシテ其ノ合格又ハ卒業後一年以  
上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ従事シタル者  
にも無試験檢定が與へられる。保姆傳習科に入つても入らんでも同じことになるが、これで公平なりや。四項程に力をこめるものではないが一考を願ふ。

今一つ申述べたい。幼稚園、託兒所と區別する言葉について。子供は家や親を選んで生れぬ。しかも獨立性のない子供に對して貧富による差別待遇、幼稚園と託兒所と分けるのは悪い影響を與へる。幼兒には、幼稚園令による統一、平等の取り扱

ひをし度い。この十八日から三日間、開かれた日本全國保護事業大會に於ても、これが問題になつた。託兒所令を出して貰ひたいといふ意見も出たが、三歳以下は託兒所令で扱ひ、それ以上は全部幼稚園令で扱ふことにでもしてはと思ふ。貧富による差別待遇は飛んでもないことである。幼稚園令には時の岡田文相の名で、文部省訓令第九號に父母共ニ勞働ニ従事シ子女ニ對シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多數居住セル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及發達セムコトヲ期セサルハカラス……」

これによつて見れば、託兒所を幼稚園接近、若しくは一致してしまひたいも考へだつたのぢやないかと思ふ。經費の上で、私立經營のものが幼稚園になると困るなら今迄内務省で補助したものを文部省が相當に補助すればよろしいではないか。

幼稚園に子供を出すのがいゝか、悪いかといふ

のが今でもある。詳しく申せぬが、幼稚園に出すと小利恰になつて勇大なるものに育つ將來を妨げる恐れがないとも限らぬと。私は男の先生は幼稚園に必要なさやと幼稚園令制定當時當局に尋ねた事がある。幼稚園に男らしい男が必要だと思ふ。大地震があらうと山が崩れて来ようとして此の先生の傍ならと安心を覚えさせる勇大なるドツシリした男の先生を。何にも爲ない先生でも。子供はやさし許りが好きでない。

幼児愛護思想の普及に努めることを最後に申し上げます。五月に催す乳幼児愛護デー等、思想普及宣傳を圖る事です。この委員は一時的の者ならず、永久的に活動されたい。

二三三(稻葉俊治君) 議事進行について。御名論に先刻來感服拜聴して居ります。尙御意見續出のように見受けませんが委員附託に願ひたいと思ひま

す。

(賛成を稱ふる者多数)

議長 それでは議長に御一任になりますか(拍手)では委員十五名を呼びあげます。

八 二四 八六 八九

一九五 一九七 二一八 二三一 二六七

二八九 三〇七 三五二 三六一 四〇三

三六二(井本芳太郎君) 委員に願ひ あります  
が、

議長 委員會の方に御申出下さい。

二三一(木村勢以君) 私只今委員に選ばれましたが、大阪ではこの問題を研究して見えた方がありますので二三二と私と代つていたゞきたいのですが、

議長 委員會の方にお話しいたゞきたい。

清水福市君 先程のお尋ねに對し、幼稚園令發布後の幼稚園託兒所普及狀況の概數がありますから

御報告致します。

幼稚園 大正十四年

九五九圓

昭和三年

一六九〇圓

託兒所 大正十四年

一九〇餘

昭和四年

三一二

### 第三號議案

家庭教育振興のため幼稚

園託兒所の執るべき方案

如何 日本幼稚園協會提出

説明（堀七藏君）

凡べての教育の基礎が家庭教育であることは改めて申す必要もない。最近文部省は此の方面に非常な努力中で相當の實績も擧つては居るが、何分大局からの働きて、幼稚園、託兒所が中心となつて盡すことが肝要である、それが合せて第二號議案の幼稚園及託兒所の普及發達を圖ることになる

ので、本問題を此處で十分御審議いたゞき、更に全國に持ち歸つて、實行されたい。

議長 質問がなければ意見をあのべ下さい。

二二九（稻葉むめ君） この問題は、幼稚園が幼兒を通して父兄の教育趣味を養成してやることで達せられます。趣味は物質の利害を離れた一種の道樂の心境であつて、子女教養の趣味があれば、それは生活要求、樂しみの事になるので能率をあげる事になる。幼稚園はいろ／＼この目的に都合よく出來て居る。幼稚園自體が家庭で育つたまゝの子供の集り家庭教育の展覽會のやうなものであるから、親は幼稚園へ來る事によつて自分達の家庭教育を活かして行く事が出来る。丁度園兒は父母にとつて愛の加る適當な年齢でもあります。何か教へれば覺え、體は漸く獨立獨歩、笑つても、もの言ふだけでも興味を覺えるのに、まして幼稚園で遊戯の力を價值づけられ、歌へるようになり、あ

話をし、お細工をするので興味を引く誠に好都合の時期であります。であるから幼稚園の教育を一生懸命にする事によつて家庭教育を普及することになる、この意味に於て保護者を幼稚園に引きつけて、親切に子供を取り扱ひ、實力をつけるようにやる事だと思ひます。

二五(和田實君) 後になほ有益な御意見も出さうですが、これも委員附託に願ひたいと思ふ。(一同拍手)

議長 それでは議長御一任といふことで、次の十五人の委員の方に願ひます。

三 六 一四 一五 二〇四  
 二〇九 二二九 二六五 二八一 二九七  
 三一三 三一六 三二八 三二九 三四五

#### 第四號議案

幼稚園及託兒所に於ける

適當なる附帶事業如何

東京尾久隣保館幼稚園提出

説明(朝原梅一君)

幼稚園託兒所の普及は、社會的重要さを世間に徹底させる事によつて遂げられると思ふ。これ迄を見ますと關係者は立派な意見を持つて居るが専門家としてのみに働かれて一般社會への反映が少い。この重要性を發揮するために附帶事業を設ける必要があると思ひ、此處に提案したわけであります。審議の結果、決議をなさることはよろしいが、良い事ならば一でも實行をなさることを希望致すものである、十分御意見の發表を願ひたい。次は參考案です。

1. 保健事業……

- |             |
|-------------|
| 1. 健康訪問(保姆) |
| 2. 健康相談(園醫) |

2. 母性教育講座

(母性俱樂部)

繪畫並自然界 觀察及鑑賞

童話及ビ童謠

音樂及ビ遊戲

手藝

1. 兒童遊園 遊藝  
競運 技動戲

2. 簡易圖書館

3. 復習指導

4. 各種兒童俱樂部

1. 直接 (各種ノ相談  
各種ノ保護)

2. 間接—他ノ社會施設ト聯絡

4. 相談及ビ保護

三五三(折井彌留枝君) 私の方でその1. 保健事業

をやつて居りますので一寸申上げます。岡山には相談所を置いて小學校、幼稚園の子供を診て居ります。深抵幼稚園では、土曜日毎に園醫、心理學者にも出ていたゞいて、幼稚園のみならず一般の

子供に對してもやつて居ります。扁桃腺とかボン

ヤリした子等病氣の治療を受けるのもありますし

診た結果、精神科にまわすのもあります。入園當

初から小學校に行く迄、ずつと診て貰つて、適當

した保育をしますし、家庭にはいち／＼通知しま

す。それで小學校との連絡もとれます。家庭でも

幼稚園は歌ふ許しの所でないかと分つて來ます。

一一九(宿利梅子君) 何れも私個人として接した

經驗があるので申上げます。家庭訪問をして母の

なやみに打つつかかりました時、自分の經驗を話し

ていゝ結果を得て居ります。

九和田實君) 時間がせまりますからこれで委員

附託にされたい。(一同拍手)

議長 それでは御賛成と認めて十一名を指名致し

ます。

二二 八五 二五五 二九一 二九九

三一九 三二一 三六四 三九〇 三九九

## 第五號

## 時勢の推移に鑑み保育上

留意すべき點如何

## 岡山市立幼稚園提出

【理由】 幼兒教育といはず小學校教育といはず凡そ教育の範圍に屬するものは社會と離れては其目的を達する事は出来ないと思ひます。

故に此一部面を擔當致します私共幼兒教育者も常に社會の推移に深甚く注意を拂ひ之が適當なる對策を怠つてはならないと存じます。

今や我國は三大國難に襲はれてゐます即ち政治國難、思想國難、經濟國難であります。

此國難打開は我等國民の大なる責務かと存じます。此時に當り私共家庭と密接なる關係に於て教育事業に携はるるものは特に留意すべき點が多々

ある事と存じます。之が本問題を提出致しました理由で御座います。

説明（折井彌留枝君）

これを幼稚園教育に何う刻み込んで行くかと驚かれるが、細目に何う斯うと申すのではないが双葉の幼時から如何に對して行くべきか、適當な法案を得られればと此處に提案したのであります。

三一七（林封子君） 私の幼稚園で、保姆と見習生とがよりましてコードモノタビ日記——子供の有りのままの生活を綴りとめて行く——をこしらへてみて、不斷、餘りに子供が見えすぎてゐて却つて本當の物が見えないといふ事を感じました。議論を述べるだけでなく、もつと本當の子供を把んで親切に有効に導きたいと思ひます。

四二〇（三輪政一君） これは大きな問題です。保育項目中に織り込むことはむづかしいが、要するに保育中心になる者が考ふ可き事柄であります。

時代の推移は世界が廣くなつたと申しませうか、或は狭くなりましたか兎に角、利害を共通にする事が多くなつたので、非常に國際的になつた。今迄よりは世界の大舞臺に立つ人物が必要になつたのであります。勇大人でなくちやむつかしくなつた。が、これは幼兒の耳に入れることではなく、保育中心者の胸に秘めたものがほんのりと及ぶでなくてはなりません。

經濟國難は、人口問題、食料問題が解決すれば去るものと思ひます。それについては具體案は持つて居りますが、この席で述べるべきものでもありません。

一二三(稻葉俊治君) 委員附託に願ひます。(多數拍手)

議長 それでは委員を、十三名舉げます。

一四〇 一四八 二〇五 二一三 二二三〇  
二四九 二八〇 三〇二 三三一 三四一

三三九 三五三 三六三

議長 一寸おはかり致しますが、委員附託になりうな議案が明日に残ると困りますので、順序を變へて第十一號議案に移りたいと思ひますが如何。(拍手)

### 第十一號議案

私立幼稚園の職員にして幼稚園令第八條に依る園長並に保姆免許狀を有する者に對して退職の際公立同様な恩給を支給せらるゝか若くは之に相當する待遇方法を講ぜられたし

静岡縣教育會保育部會提出

説明(林封子君)



現在私立幼稚園職員に對しては恩給支給の途なし、公立たると私立たるとを問はず幼児教育上國家に貢獻する所何等差異なし仍て之等當該職員に對し安んじて其の職に在らしむるがために退職に際し恩給或は之れに代るべき何等かの待遇を與へらるゝやう方法を講ぜられたし。

四〇九(矢野靜一郎君) 参考のためお伺ひしますか。斯ういふ園長が多いのですか。どれ位ありますか。

林封子君 公立の二倍以上ございます。

三〇二(中川魁君)「講ゼラレタシ」といふのはこれは建議の形をとるのですか。

林封子君 審議題として出しました。

三〇二(中川魁君) 速決可決を希望いたします。

一六六(和田辨瑞君) 意見を述べます。要するに

本問題は方法論にあるので、本問題提出に付いては公立の方々といへども私立の者の爲に一掬の涙

をお寄せ下さる事と思ふ。これは第六號議案の國庫補助請願のものと連絡がありますので、帝國教育會内に常置委員を置いて(公立私立の人が選ばれる事)小學校が國庫補助を受けて居ると同じものになるよう、努力されたい。第六號議案と一緒にして保育大會の名を以て委員を任命して猛運動を起したい。

議長 議長はやゝもすれば意見を述べたくなる。

この會は常置委員は於けぬ性質のもので、これを帝國教育會に託して十分調査して貰ふといふ方法を他の會でとつて居る。又、私立學校に國庫補助、年功加俸は直ちに建議すべき性質のものでない。

私立學校で、金を積立て、補助するといふ事は先例もあるが、速決可決といふべきわけにはいかぬ。

九(和田實) これも委員に附託して十分に御審議願ひたい。(一同拍手)

議長 委員を九名といたします。

二 一 一 八三 一八八 一九五

二四二 三一七 三三六 四〇九

議長 それでは第六號議案に移ります。

九(和田實君) 議事進行について申し上げます。最早時間もせまるようでありますから、六・七・八議案は速決にしては如何でございます。

三六一(直澄超倫君) 賛成

三一一(石田馥君) 七號議案も速決といふことですが、種々議論のある事と思はれます。

八九(棟居喜九馬君) 今日の家國の状態では速決は如何なるものかと思はれますが。

議長 提出者も見えないようでありますし、時間も参りましたから、これは明日に致しまして本日は終りとします。(午後三時)

## 第二二日(九時十分開會)

### 第七號議案

四大節に歌ふべき幼稚園

奉祝歌を撰定せられんこ

とを其筋に建議するの件

名古屋市保育會提出

議長(林博太郎會長)

説明(林封子君)

一昨年御大典の時の全國教育大會に本問題を提出いたしましたもので、結局幼稚園にも作つたがよからうといふので建議になりました。そして歌は懸賞募集といふことにきまりましたが、その後何とも御沙汰がないから打ち消えたものと存じ今再び提出致しました。

理由は、子供は詩や歌を生み出しますが、それは言語が童心にふれたものが生れ出しますので、現在の奉祝歌は尋常二三年程度で、幼児には歌詞がむづかしい。子供には矢張り自分の知る範圍の歌

詞で歌はせましたら、少しも意味が分らなくて歌ふのと餘程違ふと思ひます。子供の分り易い範圍で出来ればと願ふ次第でございます。

議長 質問がありましたらどうぞ。ありませんければそれでは討論に移ります。

議長 それでは採決します。原案に御異議ございませんか。

(拍手多數)

議長 原案賛成と認めます。

では次の八號議案。——提出者が見えませんか  
ら次を

### 第十號議案

道府縣に専任保育指導員

を設置せられたし

静岡縣教育會保育部會提出

説明(林封子君)

大正十五年四月二十一日勅令第七十四號ヲ以テ幼稚園令制定セラル、幼兒教育ニ從事スル者其重大ナルヲ痛感ス、思フニ小學校及中學校ノ教育ニ於テハ夙ニ指導員又ハ視學委員設置セラル、モ獨リ幼稚園教育ニ對シテハ未ダ之ヲ設置セラル、ニ至ラズ然レトモ今ヤ幼兒教育ノ普及發達ノ盛ナルニ當リ本縣ニ於テハ縣下幼稚園教育ノ振興發展上特ニ他府縣ニ率先セラレ速カニ専任保育指導員ヲ設置セラレ度茲ニ再ビ建議ス

四〇九(矢野靜一郎君) 御説によりよく分りました。幼稚園普及發達の上にも大切な事と思ひます。指導員を特に置かなくとも、視學の中で幼稚園掛りの者を定めたらよいかと思ひます。次に大阪でも視學の中で、幼稚園は誰と定めて居るのであります。静岡では左ういふ事はないのでございますか。

林封子君 静岡にも専任視學はありませんがその

掛りの視學はあります。が、實際の指導をしていただきたいのでその指導員が欲しい希望でございます。

議長 外に質問はありませんか。討論に移ります。提出者に伺ひます。これは建議にでもなさる積りですか。何ういふ方法をおとりになる積りですか。林封子君 静岡縣では此方へ建議することになつて居りますが、此の會で適當な方法をお取りいたさる度うございます。

三〇三(中川魁君) この問題に對し、大都市では既に行つてゐられるかも知りませんが、一般府縣では視學は兼ねて分擔にはなつてゐますが、私の縣などに置きましてはその視學は何等幼稚園の爲に一年中幼稚園ものぞかぬ様な人もあります。故にこの指導員を置かれる事には賛成いたします。

(採決を求める聲多數)

議長 本案に御異議ございませんか。

(異議なし拍手)

満場一致可決と認めます。

### 第十三號議案

教育勅語謄を本幼稚園へ

も可附せらるゝ様文部省

に建議すること

横濱金港幼稚園長提出

提出者(石濱金作君)

本問題を撤回いたします。

議長 提案者が撤回されました。左様御承知下さい。

い。

第六、八號は提出者が見えませんが後にして、委員會の報告に移ります。

一六六(和田辨瑞君) 議事掛りに緊急動議を提出しておきましたがそれをお願ひいたします。

議長 提出されてありますから、報告の順序でや

りまして時間が餘りました時に致します。

### 文部省諮問案調査報告

議長 委員長の報告を望みます。

報告 一、觀察に就き保育上最も適切なり

と認むる要目如何

保育事項トシテノ觀察ニ關スル一般の要目ハ之ヲ具體的ニ確定スルコト困難ナリ蓋シ保育ノ實際ハ地方的ニ特殊性ノ濃厚ナルモノアレバナリ仍テ本委員會ニ於テハ該要目選定ノ方針ヲ立ツルニ止メタリ即チ左ノ如シ

一、實事實物ヲ觀察セシメ實經驗ヲ得シムルニ適當ナルモノヲ選擇スルコト

二、觀察的興味ヲ誘導シ注意知覺等ノ作用ヲ發達モシムルニ適當ナルモノヲ選擇スル事

三、事物ニ對スル鑑賞親愛ノ態度ヲ誘導スルニ足ルモノヲ選擇スルコト

右ノ主旨ニ依リ幼兒ヲシテ觀察セシム可キ事項ハ凡ソ左ノ各方面ヨリ採ルベキモノトス

一、自然的方面 自然物

自然現象

二、人事的方面 からだト身の廻り

家庭

幼稚園

社會

尙觀察事項ヲ採擇スルニ當リテハ左ノ各項ニ注意スルヲ要ス

一、幼兒ノ環境内ニ於テ其生活ニ密接ナル關係アルモノヲ選擇ブコト

二、幼兒ニ興味アルモノヲ選擇ブコト

三、季節及年中行事ニ關聯スルモノヨリ選擇ブコト  
以上ノ方針ト注意トニヨリテ採擇セラレタル觀察事項ヲ實際ニ取扱フニ就テハ更ニ左記各項ノ注意

ヲ要ス

一、觀察ハ之ヲ豫定セラレタル機會ニ於テ行フノ  
 ミナラズ隨所隨時ニ行ハル可キモノトス  
 二、成ル可ク自然ノマ、在リノマ、ニ於テ觀察セ  
 シムルヲ要ス

三、過度ノ知識ヲ授ケ又ハ其ノ記憶ヲ強ユルコト

ナキヲ要ス

四、觀察ハ成ル可ク他ノ保育事項ト關連セシム可

シ

右報告致します

昭和五年十一月二十二日

委員長 五 岡崎常太郎

委員 九 和田實

二〇 山本猛

三七 石原キク子

六八 檜山京

一一五 佐々木マサミ

一一九 新庄よしこ

議長 殿

議長 質問がありましたら何卒。

一九三 田島眞治  
 二一四 清水桔梗  
 二三四 華岡文子  
 二三六 三宅キクノ  
 二三七 大道てる  
 二四七 松本スエ  
 二九三 豊岡周  
 三五一 岡政

四〇九(矢野静一郎君) 此處にあげてあります事項以外に、私はそれ以外に大切なものがあると思ふのです。要はその大切な事がこゝにない事についての質問でありまして観察材料配列上の注意として、季節月別四季に並べるだけでなく何ういふものを如何に観察せしむるかといふこと、即ち観察目的とか要點とかが表れてゐなければならぬと

思ひます。重要な配列上の注意のないのは何ういふわけでありませうか。

委員長 幼稚園で爲る事は全部教育的目的を持つて居るのでありまして取扱上の注意第四項にも「觀察ハ成ルベク他ノ保育事項ト關連セシム可シ」の中には其の意味も含めた積りてあります。

二九〇(春山福之助君) 二の觀察的興味を誘導し注意知覺等の・等といふのは何を意味しますか。

委員長 これに限らぬといふ事にあります。

議長 委員長の發表に異議討論はありませんか。(なしと叫ぶ聲多數)

無ければ委員長の報告に賛成ですか。(拍手)

## 第一號議案調査報告

議長 委員長の報告を望みます。

### 報告

保母の資格向上並に待遇改善に關し

其の筋に建議すること

#### 建議案

幼稚園保母ノ資格向上並待遇改善ニ關シ左記事項ヲ速ニ實施セラレタシ

一、幼稚園保母ノ教養程度ヲ小學校本科正教員ト同等以上タラシムルコト

二、幼稚園長及保母ヲ視學等ニ任用スルノ途ヲ開クコト

三、幼稚園長及保母ノ若干數ヲ奏任待遇ト爲スノ途ヲ開クコト

四、幼稚園保母ノ月俸額ヲ本科正教員ニ準ゼシムルコト

五、幼稚園長及保母ニ對シ年功加俸ヲ給スルコト

六、恩給法第九十九條第二項ヲ削除セラレタキコト

右ノ通り建議スベキモノト信ズ

此段報告致します

昭和五年十一月二十二日

委員長 二五 清水 福市  
委員 二〇〇 山岡 爲

二三三 稻葉 俊治

二七四 望月クニ

三一〇 市川 たま

三二七 橋本よしじ

三六二 井本芳太郎

議長 殿

議長 質問を願ひます。

二九〇(春山福之助君) 保姆の資格を本科正教員と同等以上にするときには俸給の點に於いても、當然同等であるべきで、尋本正教員に準ずるといふ事は、少し遠慮したように思へますが、この四項の準ぜしむは何ういふわけでありますか。

委員長 準ずといふ事は既に法規がある場合に同様なる事を示すので、別に遠慮した意味ではあり

ません。

二九八(志賀清光君) 三項の奏任待遇を若干數と限つたのは當局に對する遠慮からされたので御座いますか。

委員長 實際に我々が、之れを申請するに當り、他の場合を見ましても、小學校、神職、郵便局長といふ所でも、全部といふのではないのでありますから若干數とした方が穩やかでもあり、事實行はれる上から云つても全部といふのは六つかしいと思ふ。

二九八(志賀清光君) 然らば、當局に於ては左様考へはないのでありますか。

委員長 委員としての説明以外であります。

三六〇(寶城崇仁君) 第一項、第四項は私立にも適要出来るものでありますか。

委員長 公私の別はありません。

三六〇(寶城崇仁君) 私の幼稚園に於いては俸給



の問題に随分なやまさされて居るのですが、教養を高くし、俸給を高くしますと、第二號議案の幼稚園託兒所の普及發達云々に對して矛盾を來すものではないかと思ふ。

委員長 これは討論として御提出を願ひます。

議長 この報告は明瞭に出來て居るようであります。委員長の報告通りで御異議はありませんか。

(一同、異議なし)

それでは本案は可決と認めます。

## 第二號議案調査報告

議長 右の報告を委員長に願ひます。

報告

幼稚園及託兒所發達ヲ圖ル方案如何

幼稚園及ビ託兒所ノ普及發達ヲ圖ル爲メ左記ニ留意シテ其ノ機運促進並ニ實現ニ努ムコト

一、保育事業ノ社會的意義ヲ周知セシムルコト

二、師範學校規程ヲ左ノ通り改正スルコト

師範學校規程第七十四條第二項中(ナルベク)ヲ削除スルコト

三、女子師範學校卒業者ニハ卒業ト同時ニ保姆ノ免許狀ヲ授與スルコト

四、都市及ビ人口稠密ナル町村ノ小學校ニハナルベク保育事業ヲ附設スルコト

五、師範學校令中幼稚園保姆養成科及講習科ヲ置クコトヲ得ヲ置クベシニ改ムルコト

六、府縣及大都市ニ保育指導員ヲ設置スルコト

七、幼稚園及託兒所ノ設置ハ成ルベク其ノ施設ノ周圍ノ乳幼兒保育ニ努メ分布其ノ宜敷ヲ得シムルコト

八、幼兒保育事業ノ經營ニ當リテハ何レノ名稱ヲ用フノモ十名以上幼兒ヲ保育スル施設ハナルベク法令ニヨルコト

九、幼稚園ノ設立認可ニ當リテハ其所在地區ノ情況ニヨリ法令適用ノ緩和ヲ計ルコト

一〇、保育料ハナルベク小額トナシ殊ニ貧困ナル  
家庭ノ幼兒ヲ保育スル施設ノ經營費又ハ建設費  
ノ一部ハ之ヲ國庫及ビ公共團體等ヨリ相當補助  
金ノ交付ヲ受クルコト

右報告致します

昭和五年十一月二十二日

委員長 八 小川圓次郎

委員

二四 多田房之輔 八六 齋藤 金藏

八九 棟居喜久馬 一九五 牛島 隆則

一九八 岩井 ツタ 二一八 佐藤 マス

二三一 木村 勢次 二六七 豊島 すゑ

二八九 長沼 依山 三〇七 吉村 夏

三五二 高原 寅 三六一 直澄 超倫

四〇三 河合 千代

議長 殿

二九八(志賀清光君) 第九項は非常に大切な問題

で、幼稚園設立に對しては或當局は大いに緩和して居ると思ふ。特に此の項目を上げてあるのは嚴格に行はれて居る所があるのでせうか。

委員長 餘り嚴格にされますと此れから芽が出て大いに普及するものがそがれるのを防ぐために上げた項目であります。

二九八(志賀清光君) 現時に於て緩和され、當局も考へて居るのは特に左ういふ所があるかといふ事を御説明願ふ。

委員長 託兒所に於ては、校庭等がせまいために認可にならない所があります。

二一四(清水桔梗君) 大阪の女子師範では既に卒業と同時に二枚の免許状を得られますのに、義務年限 経なければ幼稚園へ出られないといふ事でありますが、他府縣では如何でせうか。

委員長 卒業と同時に免許状を得られない所もあります。

二九八(長沼依山君) 八項についてであります

が關西では随分發達して居るが關東では發達して居ないので、相當に規則を緩めなければ普及發達はむづかしいと思ふ。然るに十人以上幼児を保育する場合は法令によるべしといふ議論を伺ひたい。

委員長 矢張り法は成るべく守られたいと思ふ。

二二(朝原梅一君) 意見を述べたい。

議長 意見は討論の時に願ひます。

二〇五(村田確郎君) 幼稚園におきましても、義務制を布いてはといふ意見は出ませんでしたか。

委員長 出て居りません。

二三八(笠井しげの君) 女子師範卒業生が免許状を得ましたならば卒業と同時に幼稚園に出られませんか。

委員長 出られます。

二三八 大阪府におきましては免許状を貰つても現在では出られません。

委員長 今は免許状を貰つても直ぐに出られませんが、直ぐに出られるように取り計らつて貰ふのです。

議長 討論に移ります。

二九〇(春山福之助君) 私は修正に意見があります。私は師範に於て保育の任に當つてゐる者であります。その方法に於て取扱ひを有効にしなければならぬと思ひます。さういふ項目をつけていただきます。教授要目中に、保育の仕方をあげてあります。が、師範學校の實際を聞きますと、男子師範等では之れを割愛するとの事です。然し今頃男であつても保育の事に相當理解を持たれ園長等になる事もあるのですから。女子師範に於ても實習等は相當眞面目にせねばならぬのに、保育には生徒が餘り興味を持たない。現在卒業後直ぐ幼稚園に出られないといふ考へもありませうが、出来るだけ師範學校の保育科を有効にされたい。

二二(朝原梅一君) 第五項中に、講習科を置く、とありますが、在來の免許狀を持つて居ながら新法令の爲めに免許狀を得られない人の爲めにこの講習科を卒へれば何等かの資格を得られる様にした。

第七項の幼稚園、託兒所の分布では貧困者の居る所におかれたい。

第八項、教會で設けられた幼稚科等、多人數を集めて居ながら法令によらない所があるために幼児教育上甚だ憂慮すべきものがあります。これは成るべく法令を守らせたう。

第九項に於ては、十年十五年とやつて居る託兒所等で庭などせまい爲めに法令によれない所があるから、これは成るべく當局が地區の狀況により緩やかに扱はれたう。

三五二(高原寅君) 普及發達に對してこれを義務制にしたらといふ御意見がありました、滿六歳

に始まつて、上へ上へと伸びて行つて居りますのを、滿六歳から滿五歳に下げてはと思ひます。

四二〇(三輪政一君) 第九設立認可の項についてであります、大正十五年の第一回保育大會に於て各方面から種々御意見が出て當局からも、出来るだけ許すといふのでありますが、實は左様でないのであります。文部當局は其のお積りでも地方廳に於てはなか／＼むづかしいのでありますから修正を加へて、地方町村等に徹底するように願ひたい。

議長 本案は大層修正意見も出ますから、逐條に考へて參ります。其の際修正意見を述べられたう。第一項に異議ありませんか。(異議なし)

第二項は(異議なし)

第三項に付いて如何です。

清水福市君 先程、大阪に於て女子師範卒業後免許狀を得ても就職出来ないといふ事がありました

が、免許状と就職は別問題であります。念のため  
に申し上げます。

二三二(藤本ツギ君) 私は現に今年、左ういふ目  
に會つて居ります。師範に居りますうちから幼稚  
園に興味を持つて居りますので何うかして幼稚園  
に奉職したいのでありますが何うしても出来ない  
ので御座います。卒業後直ちに幼稚園に出られる  
ようにしたいと思います。

二三八(笠井しげの君)

私今年實際に経験した事でありませんが、在學中よ  
り非常に幼稚園に興味を持ち保姆を志望して居りま  
すので、採用を府に願ひましたが、小學校の要求に  
は卒業生が餘つてゐても許されませんでした。です  
から卒業と同時に幼稚園を志望した者は許されるよ  
うにこの項の修正を願ひます。

議長 二三八番と二三二番と御同意でありますか  
二三八(笠井しげの君) 同意です。文章につきま

しては官廳に御一任願ひます。

二九〇(春山福之助君) 三項の後に次のように入  
れていただきたい。師範學校に於ける教科の教授  
要目中保育に關する事項の取り扱ひを適切ならし  
むること。

(賛成)

議長 それでは第四項として入れませう。次を五  
項として以下一項送りとなりませう第五項について

二三七(大道てる君) 幼稚園の普及發達をする上

に於て、公の仕事を待つてない、し易い意味一社  
會事業、婦人團體ですることを適切と思ひますか  
ら、町村の小學校には「中に小學校、各種團  
體にとこの意味の言葉を入れていただきたい。

清水福市君 第<sub>4</sub>項の精神は「小學校には成  
るべく保育事業を附設すること」とありますが成  
るべく以上に必ずであります。この外に各種團體  
の設立せられるのは希望するのでありますが特に

此所に入れる必要を認めません。

橋本君 小學校に附設されるとしても場所を共にしてはやれません。附設を奨励するならば場所を嚴重に區別すること、校長に事務をして貰ふのは宜しいが、小學校は斯うしてはいかないといふやうな方、幼稚園は斯うせよといふのだから何うしても衝突します。

二三二 藤本ツギ君 「都市及人口稠密なる町村所在地には保育事業を起すことと修正いたします。

一 (稻垣實秀君) 都市、殊に東京の私立幼稚園は遠い將來に、ほろびて行くのではないかと思ふ區劃整理後今では裏町で、一坪の権利が百四十圓だから經營が困難であります。現在小學校のある所には小公園がありますのは誠に結構な事であります。それで凡る小學校に幼稚園を置いていたゞき度い所から原案賛成致します。

一六六 (和田辨瑞君) 時間もせまつて居りますか

ら議事を速められたい。

一一四 (長野靜枝君) 二三二番の修正意見に賛成議長 採決します。原案に賛成の方は舉手を願ひます。

(舉手多數) 多數。原案可決しました。

#### 第六項

四〇九 (矢野靜一郎君) 小さい事 字句の修正でございますが、「……置くことを得を置くべしに改むること」得とあるを「と加へます。

議長 御もつともであります。それを修正して原案に異議ありませんか。

(異議なし)

それでは可決しました。

次、第七項は? (異議なし)

第八項は? (異議なし)

第九項は?

三六〇 (寶城崇仁君) 私は託兒所經營者としては

る／＼出たものですが、今日の會は我々託兒所は

お相伴の氣分があります。これは幼稚園と託兒所を、根本に於てとり違へてゐるものと思ふ。よつて

本項は削するか、で無ければ「但し、託兒所を除く」としていたゞき度い。こんな分らぬ項目はない。

三二八(松山政治君) 私はそれ程御心配には及ばないと思ふ。これは普及と發達の二つに別けて考へるべきものと思ふ。發達させる上からは、如何に託兒所といへども、保育上幼稚園令によらなくともよいと云ふのは憂ふべき事ではありませんか、普及の上に於ては外に取るべき餘地がありませんが、發達の上に於て原案に賛成致します。

(原案賛成を稱ふる者多數)

議長 三六〇番にお計りしますが、動議が二つになつて居ては困ります。何ちらか一つになさらなければ。

三六〇(寶城崇仁君) 「但し、託兒所を除く」とし

ます。

議長 動議が出ました。

(原案に賛成)

議長 動議不成立、原案に賛成と認めます。次の第十項について願ひます。

(原案賛成を稱ふ)

四二〇(三輪政一君) 修正致します。「……法令適要の緩和を計ること」の次に「を當該官廳より關係官廳に對し通達すること」を附加します。

(修正案に賛成と呼ぶ人あり)

議長 採決します。修正案賛成の方は舉手を願ひます。

少數。原案に賛成と認めます。

第十一項は？

(異議なし)

議長 これで第二號議案は可決しました。

## 第二號議案調査報告

議長 委員長の報告を望みます。

## 報告

家庭教育振興のため幼稚園及託児所

の執るべき方案如何

一、幼稚園ノ教育ニヨリテ幼児ノ家庭ニ家庭教育

ヲ理解サセ、家庭教育ノ振興ヲ圖ル事

例ヘバ母ノ會、幼児ニ關スル相談會等ヲ開キ家庭  
教育ノ振興ヲ圖ルコト

二、一般成人特ニ母ニ對シ家庭教育ニ關スル事項

ノ修養方法ヲ講ズルコト

1. 市町村ヲ單位トスル講習會講演會ヲ行フコト

2. 成ルベク小區域ニヨル母ノ會、家庭懇親會、

實習、實演ヲ行フコト

3. 土地ノ狀況ニヨリテハ、家庭ニ出張、直接指

導ノ方法ヲ講ズルコト

4. 婦人會、青年團、同窓會等改善シテ一層有効

ナル修養機關ナラシムルコト

三、家庭ト幼稚園及託児所ノ連絡ヲ一層完全ナラ

シムルコト

1. 父兄 幼稚園託児所參觀ヲ促シ連絡ヲ有効ナ

ラシムルコト

2. 保姆ノ家庭訪問ヲ一層適切有効ナラシムルコ

ト

3. 懇親會、家庭會、通信誌等ノ改善ヲ期スルコト

四、家庭教育改善ニ關スル一般ノ風潮ヲ向上セシ

ムルコト

1. 救神崇祖ノ風ヲ振作シ信念ノ養成ニツトムル

コト

2. 善良ナル家庭ヲ樹立シ家庭尊重ノ實ヲアグル

コト

3. 講演會、展覽會開催等ニヨリ家庭改善ノ必要

ヲ自覺セシムルコト

4. 言論機關ト、連繫シテ一般ノ注意ヲ喚起スル

コト



五、家庭教育振興上障害トナルベキ事象ノ除去ニ

ツトムルコト

1. 讀ミ物（書籍、繪畫、雜誌、通信、讀物等）

ニ關シテハ細心ナル注意ノ下ニ調査シ之ヲ嚴

選スルコト

2. 活動寫眞、ラヂオ、レコード、廣告、宣傳等

ノ中、教育上有害ト認ムルモノハコレヲ排除

スルコト

3. 新聞、雜誌、圖書等ノ内容ニ於テ家庭教育上

面白カラザル事項ハコレガ發表ニツキ一層考

慮ヲ促スコト

4. 社會各方面ニテ風紀上家庭教育ヲ害スルガ如

キ事項ノ絶滅ヲ期スルコト

右報告致します

昭和五年十一月二十二日

委員長 三二八 松山 政治

委員

三 堀 七藏 六 及川 ふみ

一四 ト部 たみ 一五 宇佐美 敬

二〇四 内藤 丈夫 二〇九 増田 敏子

二二九 稻葉 うめ 二四五 林 芙代

二六五 長塚 波子 二八一 義則 嘉

二九七 龜山 安野 三一一 石田 覆

三一六 大山 貞 三二九 須子 とみ

議長 殿

二九〇(春山福之助君) 四項中(1)の中信念とは何

ういふ事でありませうか。

委員長 これは敬虔の念を養ふ意です。

二九〇(春山福之助君) 信仰といふ意味ですか。

委員長 信仰といふのは何宗かによるのでありま

すが、宗教によらなくても、より敬虔の念を養ふ

といふに留まります。

議長 討論に移ります。

この案は明瞭に、餘す所なく上げてあるようて

ありますから一括して採決します。原案に御異議  
ございませんか。

(異議なし)

可決しました。

### 第四號議案調査報告

議長 委員長の報告を願ひます。

### 報告

幼稚園及託兒所ニ於ケル附帶事業如何

幼稚園及託兒所ガ家庭生活ノ向上ヲ計リ社會的重  
要性ヲ發揮スルタメ左記附帶事業ヲシテ益々盛ナ  
ラシメンコトヲ期ス

- 一、保健事業 (イ、家庭訪問　ロ、健康相談)
- 二、母性教育 (イ、保護者修養會　ロ、保育講座)
- 三、學童閑時指導 (イ、兒童遊園　ロ、簡易圖書館  
ハ、復習指導　ニ、各種兒童俱樂部)
- 四、各種ノ相談、生活指導
- 五、他ノ社會施設トノ聯絡 (兒童保護ニツイテハ

多々)

右報告致します

昭和五年十一月二十二日

委員長 二二 朝原梅一

委員

八五 山口 敏子 二五五 安井八十二

二九一 山口 マサ 二九九 山越 忍空

三一九 山田 政吉 三二一 福田 豐子

三六四 山下 チカ 三九〇 京口サダ子

三九九 伊藤 恕介 四二〇 三輪 政一

議長 殿

議長 質問を願ひます。

二八九 長沼依山君) 第三項、二、各種兒童ク  
ブの内容は如何に。

委員長 幼稚園を卒業して小學になりました子供  
の音楽、舞踊、繪のような集りとするど友達等誘  
ひ合せて來るようになりませう。

一九五(牛島隆則君) 此の事業は大切な事と思ひますが、幼稚園が全部を行ふのでせうか、左うなると幼稚園が社會事業、隣保事業を行ふ様になります。一、二項は幼稚園でも必要だと思ひますが、三、四項は幼稚園の方では必要ないと思ひます。各種幼稚園で取捨選擇して良いものと思ひます。

委員長 別に縛るわけでないから出来ない所は致し方ありません。

一九五(牛島隆則君) 幼稚園の仕事の外に斯ういふ事をやるのは幼稚園の普及發達の上に支障を來すものと思ひます。

委員長 成るべく社會に盡したい申し合せであります。

(拍手)

議長 中には多少意見の違ふ方もありますが、常識的に判斷して、この明瞭な案に賛成を願ひた

す。

原案に御異議ございませんか。

(異議なし)

## 第五號議案調査報告

議長 報告を願ひます。

報告

近來時勢ノ推移トシテ教育上最留意スベキハ積極的方面ニ於テハ文運ノ進歩ニシテ消極的方面ニ於テハ一部ニ於テ國體觀念、一般道德及思想ノ混亂アルコト全般ニ互リテ經濟界ノ不況ナルニアルヲ以テ保育ニ於テモ之ニ隨應シテ實施上左記諸項ニ留意スルヲ以テ最適切ナリト信ズ

一、保育關係者ハ一層保育ニ關スル基礎研究ヲ積

ミ以テ實地保育ノ進歩向上ヲ圖ルコト

一、國體觀念ノ涵養ニ努ムルコト

一、宗教的情操ノ養成ニ努ムルコト

一、其他諸徳(孝道、師道、友愛、感謝、儉約、

禮讓、正直、忍耐、勤勉、慈愛、博愛、公德、

協同、自治等)ノ涵養ニ努ムルコト

一、高潔ナル趣味ノ養成ニ努ムルコト

一、一層體的保育(齒牙、眼、榮養、日光浴、運動等)ニ留意努力スルコト

一、智的、德的、體的ノ保育ニ對シスベテ環境ノ

淨化ニ努力スルコト

一、保育時間及設備ヲ宜シクスルコト

訓令第九號ノ趣旨ニヨリ土地ノ情況ニヨリテハ

早朝ヨリ夕刻マデ保育シ又土地ノ情況ニヨリテ

ハ三年未滿ノ幼兒ヲモ收容シ以テ託兒所の保育

職能ヲ發揮スルコト

又設備ノ不充分ナルモノニ於テモ保母ノ忠實ナ

ル勤務ニミリ保育ノ成績ヲ舉グルヤウ努ムルコ

ト

一、其他道德的、國家的、社會的、經濟的等各部

門ノ保育ニ於テ常ニ保育ノ目的ヲ達スベク充分

留意實施スルコト

右報告致します

昭和五年十一月二十二日

委員長 三四九 楠 品 次

委員

一四〇 菊地ふじの 一四五 齋藤 小靜

一四八 脇屋 なを 二〇五 村田 確郎

二一三 米山 えん 二三〇 金谷 マス

三〇二 中川 魁 三三一 渡部 辨了

三四一 朝一 喜勢 三五三 折井彌留枝

三六三 村永 芳一

議長 殿

議長 委員長の報告に異議はありませんか。

(異議なし)

全部報告通り御賛成と認めます。

### 第十一號議案調査報告

私立幼稚園の職員にして幼稚園令第八條に依る

(異議なし)

何うか後はこちらにお任せ願ひたう。

### 緊急動機

公私立幼稚園長及保姆の俸給に對

し國庫補助を其の筋に仰ぐこと

一六六番以下 三十名提出

一六六(和田辨瑞君) 本案は第六號議案と關係が

あるものであります。幼稚園を義務教育にする前提として、園長及保姆の俸給の國庫補助を願ふもので、主な理由は教育の公平を期すること、幼稚園の普及發達を圖る事、私立幼稚園保姆の待遇を改善する事、私立幼稚園の經濟的窮迫を救ふべき事。私立幼稚園の生命を左右するものでありますから如何なる事がありましても之れが、貫徹する様に願ふ次第であります。

議長 異議はありませんか。

園長並に保姆免許狀を有する者に對して退職の際公立同様なる恩給を支給せらるゝか若くは之に相當する待遇方法を講ぜられたし

議長 委員長の報告を願ひます。

委員長

私立中等學校に於ては、中等學校恩給財團協會が出来て、文部省も援助されてゐるので、これによつて見れば困難でもないと思ふ。今會で提出して當局にせまるのは爲す可き事をなさずして本壘にせまる感が致します。足元から解決すべき事が多くあり、今の權限内では爲難く、短時間内には困難な事であります。其處で委員會は遺憾な結果で残念であります。基礎的に解決すべき問題でありますから暫定的に、一切を、帝國教育に御一任申上げる事に滿場の賛同を仰ぐと同時に、議長より本案を然る可く願はれ度いのであります。

議長 只今の報告とほりて異議はありませんか。

(異議なし)

## 第八號議案

政府に於て幼児教育に關する調査機關を設立する様其筋に建議する件

埼玉縣保育會提出

説明(長沼依山君)

託兒所幼稚園の分布状態は關西では完備して居るが、關東はなく其の緒に着いた状態であります。幼稚園の歴史が日本に入つて未だ新しいのですが先般も、文部省の海外視察員の調査を拜見しましたが、彼地では研究能率をあげて居ります。

日本は其れ迄にはなか／＼容易でない。それはつまり、一、政府當局がよろしくない。二、一般民衆の理解が進んでゐないのであります。我等の羅針盤があつてよろしい。そして教育能率を擧げた

いものです。この立場から、政府で經營する女高師範附屬幼稚園も經費が尠いので、眞の政府の經營する幼稚園と見る事は出来ないと思ふ。本當の基本になる研究、調査の機關を設立する事が目下の急務であります。よつて宜しく國庫から費用を出して幼児教育研究所を設立されたい。完全に政府で經營して貰ひ度い。その經營を兩女高師でも又専門大家を招聘して研究所を作るのが、當然取るべき文部省の手段ではありますまいか。此の意味で速時可決あらんことを願ふ次第であります。議長 これも重大なる問題であります。異議はありませんか。

(異議なし)

原案賛成と認めます。

第六號議案は提出者もゐないからこのまゝ不問と致します。

これで議事を終ります。